

# 奈良県公報



## 目次

ページ

### 〈告 示〉

- 県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧(耕地課) 一
- 平成十五年三月奈良県告示第六百五十一号(奈良県流域下水道センター)において使用する知事印の新調の一部改正(下水道課) 一
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する公告(中小企業課) 一
- 開発行為に関する工事の完了(建築課) 二

### 〈正 誤〉

- 右 同 三
- 一般競争入札の実施(管財課) 三
- 平成十六年十一月二十四日付け奈良県公報第六百二十一号正誤表(森林保全課) 四
- 平成十七年一月十八日付け奈良県公報第六百三十六号正誤表(道路建設課) 五

## 告 示

### 奈良県告示第五百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業(県営は場整備事業大柳生地区第二工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 縦覧期間  
平成十七年一月二十六日から同年二月十四日まで
- 二 縦覧場所  
奈良市役所

### 奈良県告示第五百二号

平成十五年三月奈良県告示第六百五十一号(奈良県流域下水道センター)において使用する知事印)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

二の5中「おける」の下に「流域下水道事業の維持その他の管理並びに」を加え、「除却」を「及び除却」に改める。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十七年一月二十五日から同年五月二十五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十七年一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ジョーシンピットワン上牧店  
所在地 北葛城郡上牧町大字上牧一八五九他
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 上新電機株式会社  
代表者 土井 栄次

三 住所 大阪市浪速区日本橋西一の六の五  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 上新電機株式会社  
 代表者 土井 栄次

四 住所 大阪市浪速区日本橋西一の六の五  
 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成十七年八月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二、三六六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 駐車場の位置及び収容台数  
 位置 届出書添付図面記載のとおり  
 収容台数 一二五台

七 駐輪場の位置及び収容台数  
 位置 届出書添付図面記載のとおり  
 収容台数 六九台

荷さばき施設の位置及び面積  
 位置 届出書添付図面記載のとおり  
 面積 三七・三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 位置 届出書添付図面記載のとおり  
 容量 二四・八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前九時  
 閉店時刻 午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 位置 届出書添付図面記載のとおり

出入口の数 三箇所  
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前八時から午後九時まで

八 届出年月日  
 平成十六年十二月十七日

九 縦覧場所  
 奈良県商工労働部中小企業課

十 縦覧期間  
 平成十七年一月二十五日から同年五月二十五日まで

十一 縦覧時間  
 午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
 平成十七年一月二十五日  
 奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号  
 平成十六年九月二十七日第七四一九五号

二 検査済証番号  
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月十七日第六一六六号

三 開発区域に含まれる地域  
 磯城郡田原本町大字千代八五九番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 磯城郡田原本町大字千代三一四番地  
 元塚宗夫

一 許可番号  
 平成十六年十月二十一日第七四一〇四号

二 検査済証番号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月十七日第六一六七号  
開発区域に含まれる地域

葛城市勝根一七四番地ノ四及び一七五番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市勝根二一四番地

石田慶子

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十月二十二日桜土第三七一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月十一日桜土第五六一―一七号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市新賀町一八七番地ノ六及び一九〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字名柄三五〇番地

仲川延人

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第六百六十七条の六の規定により公告します。

平成十七年一月二十五日

奈良県知事 柿本善也

一 入札に付する物件

1 物件番号1 奈良市法華寺町九八五番九

宅地 二六一・六五㎡  
建物 五七・九六㎡

2 物件番号2 橿原市白檀町四丁目四六三番 宅地 九〇七・九〇㎡

建物 八三五・九二㎡

3 物件番号3 宇陀郡榛原町福地一一番 宅地 一六六・一七㎡

注 物件番号1及び物件番号2は、建物付で売却します。

二 入札に参加する者に必要な資格

施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

三 一般競争入札申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間及び配布場所

1 配布期間

平成十七年一月二十五日（火）から同年二月十七日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

2 配布場所

奈良県総務部管財課（奈良市登大路町三〇 奈良県庁主棟一階）

奈良県高田県税事務所総務課（大和高田市大中九八一四 高田総合庁舎内）

奈良県桜井県税事務所総務課（桜井市粟殿一〇〇〇 桜井総合庁舎内）

奈良県東部農林振興事務所総務企画課（宇陀郡榛原町萩原一四四―二）

契約条項を示す場所

四 契約条項を示す場所

奈良県総務部管財課

五 入札参加申込みの方法

1 一般競争入札申込書に必要事項を記載し、二の資格のある者であること等を誓約する書面を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。

(一) 一般競争入札申込書及び誓約書（以下「申込書等」という。）を郵送する場合

(1) 送付先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇 奈良県総務部管財課

(2) 受付期間

平成十七年二月十七日（木）までに到着したものに限り、受け付けます。

(二) 申込書等を持参する場合

(1) 受付場所

奈良県総務部管財課

(2) 受付期間

平成十七年二月十七日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

六 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

物件 番号	現地説明を行う日時	説明場所
1	平成十七年二月九日(水) 午前十時	現地
2	平成十七年二月九日(水) 午後一時三十分	現地
3	平成十七年二月九日(水) 午後三時三十分	現地

七 入札の日時、場所等

1 日時及び場所

物件 番号	入札及び開札の日時	入札及び開札の 場所
1	平成十七年二月二十二日(火) 午前九時三十分	奈良市登大路町 三〇
2	平成十七年二月二十二日(火) 午前十一時	奈良県庁主棟六 階第一会議室
3	平成十七年二月二十二日(火) 午後一時三十分	

2 郵便による入札は、行いません。

八 開札の日時及び場所

開札は、入札後入札を行った場所において直ちに行います。

九 入札保証金

入札者は、入札見積額の百分の五以上の額を入札保証金として、入札執行当日の受付時に納めなければなりません。

十 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

2 虚偽の申請を行った者とした入札

3 一般競争入札実施要領に違反した入札

十一 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

十二 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

1 契約書の作成の要否

要

2 売買代金の支払方法

契約締結時に売買代金の百分の十以上の額の契約保証金を納付し、契約締結の後、県が発行する納入通知書により指定期日までに納付してください。

十三 入札保証金の帰属

落札者が落札決定の日から平成十七年二月二十八日(月)までに契約を締結しないときは、九の入札保証金は違約金として県に帰属します。

十四 入札の詳細

一般競争入札実施要領によります。

十五 問い合わせ先

奈良県総務部管財課 電話〇七四二一二七―八四〇六

正誤

平成十六年十一月二十四日付け奈良県公報第千六百二十一号正誤表

頁	段	行	誤	正
一	下	二十一	変更しない。	(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

平成十七年一月十八日付け奈良県公報第千六百三十六号正誤表

七	第
下	段
二十	行
(一)の(4)	誤
(一)の(4) (イを除く。)	正

(二) 主伐として伐採すること ができる立木は、当該立木 の所在する市町村森林整備 計画で定める標準伐期齡以 上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次の とおりとする。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

